

令和4年度第2回伊勢原市子ども・子育て会議 議事録概要

- 1 日 時 令和5年1月24日（火） 午前10時から午後0時05分まで
- 2 場 所 伊勢原市役所 全員協議会室
- 3 出席者 佐伯会長、萩原副会長、板倉委員、岩崎委員、小山委員、井田委員、安武委員、菅野委員、青木委員、事務局（子ども部 高梨部長、子育て支援課 山田課長、子ども家庭相談課 岡村課長、子ども育成課 稲葉課長、金子係長、石津、松本、大原、岡部）
- 4 欠席者 大田委員、今井委員、加藤委員、魚見委員
- 5 傍聴人 なし
- 6 議事概要
 - 1 委嘱状交付（午前10時）
 - 1名の委員の改選があったことから、令和4年12月1日から令和6年3月2日までを任期とする委員を委嘱した。
 - 2 開会
 - 3 あいさつ
 - 4 議題
 - (1) 第2期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（最終案）について
 - 「教育・保育の量の見込み及び確保方策」の見直しに係る最終案について、資料1により説明。
（事務局）
 - ・ 第1回会議の素案を基に、委員の意見を踏まえ、10ページにまとめた。
 - ・ 令和5年度及び令和6年度の確保方策の見直し後の数値について、令和7年度末で閉園する1園の減少分を反映した。
 - ・ 1・2号認定について下方修正したが、利用定員の確保量は、量の見込み（ニーズ量）の推計値を充足する計画値となっている。
 - ・ 第2期計画における、教育・保育施設の利用ニーズに係る量の見込みと提供体制の確保方策について、本市の現状（児童人口の推移、申込・入所状況、整備状況）を踏まえて、国事務連絡に基づく見直しの必要性、考え方、見直し後の令和5・6年度における計画値について説明した。
 - (2) 第2期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画の令和3年度実績について
 - 令和3年度の「教育・保育の量の見込みと確保量」、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保量」、「個別事業評価（129事業）」について、資料2～4により説明。
（事務局）
 - <教育・保育の量の見込みと確保量>
 - ・ 令和3年度の計画値と実績値の比較について、申込数は、2号を除いて、計画を下回る結果となり、確保量はほぼ計画どおりの結果であった。
 - <地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保量>
 - ・ 利用者支援事業や一時預かり事業等の13事業について、各所管課から各事

業の実績を報告した。

<個別事業評価（129事業）>

（事務局）

- ・ 計画どおり進捗できたかについて、A評価が91個で全体の70.5%、B評価が32個で全体の24.8%、C評価が6個で全体の4.7%という結果となった。
- ・ 令和2年度に、新型コロナウイルス感染症拡大により、参加型で人を集めて実施する事業について、中止せざるを得ない事業について、C評価としていたが、令和3年度は、規模を縮小したり、オンラインで開催したりして、工夫して再開した事業もあったことから、C評価は減少した。

【質疑応答】

（委員）

- ・ 子育て援助活動支援事業について、延べ利用者数が確保量の半分に満たない状況で、依頼会員に対する支援会員の割合が少なく、調整が難しいということだが質の面で間に合わないということか。

（事務局）

- ・ マッチングができていない事例はないが、支援会員は、活動できる日数が様々であり、支援会員の高齢化等により活動できなくなった方もいることから、引き続き支援会員の確保を行っていく必要がある。

（委員）

- ・ 保育士不足について、現在はどうのような状況なのか、児童人口は推計では下がっているが、今後、需給のバランスがどれくらいで解消されそうか、見立てがあれば教えてほしい。

（事務局）

- ・ どこかの時点で、保育所の入所を希望する人数が減っていくことはあるが、こども家庭庁において事業を検討する中で、施設の保育士等に対して、新しく地域における役割を求められるところもあると考えており、施設で保育士が充足して余ることはないと思う。
- ・ 保育士確保の取り組みは、保育士等が働きやすい環境を作るため、短時間保育士を追加で雇い上げるための支援や、保育士資格がなくても施設で補助として働ける方を雇って保育士の負担を軽減できるよう、様々な補助制度を活用して、施設で保育士を確保しやすいような環境を作ることで、保育士確保に努めていきたいと考える。

(3) 令和5年度利用定員の設定・変更について

- 令和5年度の利用定員について、資料5～7により説明。

（事務局）

- ・ 保育園1園について、現在受入れを行っている実態に応じて、年齢区分ごとに増減を予定している。
- ・ 認定こども園1園について、令和7年度末で閉園することから、5年度は新規の2歳児の受入れを停止し、3～5歳についても、減少する予定であるが、現在、利用中の園児は卒園まで在籍できる。

(4) 条例改正について

- 市条例の改正について、資料8により説明。

（事務局）

- 今年4月に発足する、「こども家庭庁」の設置法が施行されることに伴い、子ども・子育て支援法をはじめとする関係法令の改正を行う、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が4月から施行されることから、市の条例で、関連する法令から引用する条項について整理を行うため、一部改正を行う。
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が今年4月から施行され、市の条例で基準を定めるにあたり、従うべき国の基準に児童の安全の確保に関する計画の策定等の規定を加える改正等が行われることから、市の条例も同様の一部改正を行う。
- 民法上の親権者の子に対する懲戒権の規定が削除される一部改正に伴い、児童福祉法の懲戒の文言が削除され、国基準における懲戒権の濫用を禁止する規定が削除となったことから、市条例も同様の一部改正を行う。
- 令和5年4月1日から施行するが、懲戒権の濫用禁止規定の削除のみ、公布の日から施行することで手続きを進めている。

-5 その他

- 来年度は、第3期の計画を令和6年度に策定することから、令和5年度に実施するニーズ調査の内容等について、審議をお願いします。

-6 閉会（午後0時05分）